

33 東京法学院学則改正 (明治二十九年七月)

(欄外注記)
明治廿九年七月廿九日出

内務部第三課主任 藤濤功太郎 (印)

知事 (久我印)

内務部長 (代理・谷口印)

第三課長 (高橋印) 学務掛 (高橋印)

法律学校学則改正願ニ対スル指令按

(朱書)

内三丙五三二二号ノ二

以下同

(割印) 私立東京法学院設立者
菊池武夫

明治二十九年七月二十三日付願其院学則改正之件認可ス

年月日

知事

右認可ニ関シ開申按

府下私立東京法学院設立者菊池武夫ヨリ同院学則改正之義別紙
之通出願候ニ付認可候条此段開申候也

年月日

知事

(割印) 文部大臣宛

理由 別紙出願ニ付調査候処不完全之廉無之被認候ニ付本按

ヲ以テ認可之上成規ニ依リ文部大臣へ開申相成可然哉

仰高裁候

(欄外注記?)
昨式拾八年七月式拾四日附ヲ以テ御認可相成リタル本院学則今
般別紙之通り相改メ次学年 (来ル九月) ヨリ実施仕度候ニ付御
認可被成下度此段奉願候也

私立東京法学院設立者

明治二十九年七月廿三日

菊池武夫 (印)

東京府知事 侯爵 久我通久殿

前書出願ニ付奥印候也

東京市神田区长 沢 簡徳回

東京法学院学則

綱要

本院ハ法律及ヒ政治思想ノ養成ヲ目的トシ邦語並ニ英語ノ両法
学科ヲ置キ本邦制定ノ法律及ヒ行政経済ニ関スル學術ヲ教授シ
又特ニ卒業生ノタメ高等法学科ノ制ヲ設ケ各自志望ノ課目ヲ專
攻学修セシム

◎邦語法学科及英語法学科

○第一章 学科及学曆

第一条 本院ニ邦語法学科及英語法学科ノ二科ヲ置ク

第二条 邦語法学科及英語法学科共修業年限ヲ三ケ年トス其課

程及授業時間ハ左ニ掲クル課程表ニ拠ルモノトス

学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル之ヲ前後ノ二

学期ニ分チ九月十一日ヨリ二月十日マテヲ前期トシ二月十一

日ヨリ七月十日マテヲ後期トス

第三条 本院休業日ハ左ノ如シ

自七月十一日至九月十日 自十二月二十六日至翌年一月十日
日曜日及大祭祝日

○第二章 生徒及院友

第四条 本院生徒ヲ邦語法学科生及ヒ英語法学科生ノ二種ニ區別シ更ニ其等級ヲ学年ノ数ニ準シテ第一年級第二年級第三年級ノ三級ニ分ツ

第五条 本院生徒ハ本院書庫ニ備付クル図書ヲ閲覽シ本院出版ノ講義録並ニ書籍ヲ実価ニテ買受クルコトヲ得

但授業料ニ怠納アル者ハ此限ニアラス

第六条 本院所定ノ学科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第七条 本院ノ卒業証書ヲ有スル者ハ本院々友ト為ス院友ハ常ニ本院ニ出入シテ講師ニ就キ學術上ノ質疑ヲ為シ若クハ本院書庫ノ図書ヲ閲覽スルコトヲ得

○第三章 入学、在学、退学

第八条 本院ニ入学ヲ許可スルハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ尋常中学校尋常師範学校及之ト同等以上ノ学科ヲ授クル学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ左ニ掲クル二種ノ試験中其一ニ合格シタル者ニ限ル

甲種

一 国語 一 漢文 一 数学 (四則、分数、比例)
一 英語 (但英語法学科ニ入学スル者ニ限り試験ス)

乙種

一 倫理 一 数学 一 国語及漢文 一 歴史 一 地理
一 博物 一 物理 一 化学 一 図画 一 英語

以上兩種ノ試験共其学科程度ハ特ニ記載スル者ノ外尋常中学校卒業ノ程度ニ拠ル

第九条 入学試験ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ甲種ハ金參拾錢乙種ハ金壹円ヲ納ムヘシ

第十条 第二年級ニ入学スルコトヲ得ヘキ者ハ第八条ノ資格ヲ有シ且該級生徒ノ履修シタル諸課目ニ就キ試験ヲ經テ合格シタル者ニ限ル此試験ヲ編入試験ト称シ受験者ヨリ手数料トシテ金五拾錢ヲ納メシム

但他ノ指定学校第二年級以上ノ生徒ニシテ本院ノ相当ノ級ニ入学ヲ請フ者ハ試験ヲ要セスシテ之ヲ許ス然レモ若シ本院学科中他ノ指定学校ニ於テ履修セサル科目アルトキハ該課目ニ限り之ヲ試験ス

第十一条 本院入学期ヲ六月九月及ヒ二月ノ三回トス然レトモ此定期外ニ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 入学ノ許可ヲ受ケタル者ハ本院ヨリ定式ノ「在学証」用紙ヲ申受ケ之ニ規定ノ記入ヲ為シ保証人ト連署シテ教務係ニ差出スヘシ

第十三条 保証人ハ身元確實ニシテ東京市内ニ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

但本院ニ於テ取調ノ上不相当ト認メタルトキハ其改選ヲ命ス此命ヲ受ケ速カニ手續ヲ為サ、ル者ハ登院ヲ停止ス

第十四条 本人若クハ保証人ニシテ姓名ヲ改メ若クハ本籍宿所ヲ移転シタルトキハ其都度教務係ニ届出ツヘク又死亡其他ノ事由ニ依リテ保証人ヲ変換シタルトキハ更ニ在学証ヲ差出ス

ヘシ

第十五条 英語法学科ヨリ邦語法学科ニ転シ又ハ邦語法学科ヨリ英語法学科ニ転セントスル者ハ学期又ハ学年ノ終ニ於テ教務係ニ届出テ其承認ヲ経ヘシ

第十六条 退学セント欲スル者ハ保証人連署ノ上其旨ヲ教務係ニ届出ツベシ

第十七条 学業劣等ニシテ成業ノ目途ナキ者、品行不良ニシテ生徒ノ面目ヲ汚ス者、及ヒ故ナク登院セサル者ハ退学セシム

第十八条 届出ノ有無ヲ問ハス欠席三ヶ月以上ニ渉ルトキハ退学者ト見做シ学籍ヨリ削除スヘシ

○第四章 試験

第十九条 毎学年ノ終ニ於テ学年試験ヲ舉行ス尚学年中ニ学期試験ヲ舉行スルコトアルヘシ

但学期試験ヲ舉行セントスルトキハ三十日以前ニ其期日ヲ広告スヘシ

第二十条 試験ノ方法ハ筆記及口述ノ二ト為ス

但第一年級及第二年級ニアリテハ口述試験ヲ行ハス

第二十一条 各課目百点ヲ以テ満点トナシ左表ノ規定ニ拠リ及第落第ヲ定ム

諸課目得点平均数	六十点未満課目数	六十点未満点数	結果
六十点以上	無		及第
六十点以上	一課目	三十点以上	及第
六十点以上	二課目	三十点以上	及第

六十点以上	三課目以上	五十点以下	落第
六十点以上	一課目	三十点以下	落第
六十点以下			落第

第二十二條 疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ学年試験ニ欠席シタル者ノ為メ詮議ノ上次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ舉行ス但此場合ニ於テハ手数料トシテ一課目ニ付金參拾錢ヲ納メシム

第二十三條 試験成績ハ学業ノ優劣ニ随テ列叙セル席次表ニ平均得点数ヲ附記シテ之ヲ揭示ス

但成績表ヲ印刷ニ付シテ各生徒ノ保証人ニ配付スルコトアルヘシ

○第五章 学費

第二十四條 本院ニ入学スル者ハ束脩トシテ金貳円ヲ納ムヘシ但在院生ヨリ在外員ニ転シ又在外員(五ヶ月以上在外員トナリ現ニ継続セル者ニ限ル)ヨリ在院生ニ転スル者ハ束脩ヲ要セス

第二十五條 授業料ハ一学年金拾四円參拾錢トシ欠課ノ有無ニ拘ハラズ之ヲ左ノ二期ニ徴収ス但當分ノ内月割ヲ以テ分納スルモ妨ナシ

第一期 九月十一日 第二期 二月十一日

明治二十九年八月以前入学ノ生徒ニ限り授業料ハ一学年金拾壹円トス

第二十六條 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学

以前及退学以後ノ授業料分納金ヲ免除シ又相当ノ理由アリテ
届出ノ上欠課スル者授業料分納金ノ内卷ケ月分ニ限り之ヲ免
除ス

但十六日以後ニ入学シタル者ハ該月授業料分納金ノ半額ヲ
納ムヘシ

第二十七条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ
會計係ニ納付シ之ト引替ヘニ聴講券ヲ受取ルヘシ

第二十八条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ返付セス

第二十九条 授業料ニ怠納アル者ハ納付済ノ上ニアラサレハ学
期及学年試験ニ出席スルヲ許サス

○第六章 特待生及貸費生

第三十条 學術優等品行方正ナル生徒ヲ撰ヒテ本院ノ特待生ト
ス

第三十一条 特待生ハ毎学年末其学年試験成績ニ依リ講師會議
ニ於テ之ヲ定ム

第三十二条 特待生ハ授業料ヲ免除ス

第三十三条 特待生ハ其学年内ニ於テ品行不良學業懈怠若クハ
疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキ者ト認ムルトキハ之ヲ除名ス

第三十四条 學術優等品行方正ナル生徒ニシテ學資支弁ノ途ナ

キ者ハ貸費生トシテ本院ヨリ当該学年内年額七十二円以内ヲ
貸与〔抹消支給〕スベシ

第三十五条 貸費生ハ前学年ノ試験成績ニ依リ毎学年ノ始メニ
講師會議ニ於テ之ヲ定ム

第三十六条 貸費ヲ受ケント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書

ヲ院長ニ宛テテ差出スヘシ

第三十七条 貸費ヲ受ケタル者ハ惣テ卒業後五〔抹消三〕ケ月目ヨ

リ貸費ヲ受ケタルト均シキ期限内ニ於テ其金額ヲ月賦返納ス
ヘシ

第三十八条 貸費ノ許可ヲ得タル生徒ハ本院ニ於テ相当ト認ム
ル保証人二名ト連署シテ左ノ証書ヲ差入ルヘシ

一 銭
印 紙 誓 約 書

拙者儀今般貴院貸費生ト相成候ニ付テハ惣テ貸費規程ヲ遵
奉スルハ勿論卒業ノ上ハ御貸与ノ資金規定期限内ニ月賦返
納可仕此段誓約候也

何 生徒

年 月 日

姓 名 ㊦

右何某今般貴院貸費生ト相成候ニ付テハ在学中一切ノ事件
ヲ引受ク可キハ勿論卒業若クハ退学ノ後貴院御貸附金返納
ノ義務相怠リ候節ハ拙者共ニ於テ御弁済可仕此段保証候也

保証人

原籍族

現住所

姓 名 ㊦

東京法学院院長殿

第三十九条 貸費生ハ其学年内ニ於テ品行不良學業懈怠若クハ
疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキ者ト認ムルトキハ貸費ヲ止ムモノ

トス

第四十条 前項ニ依リ貸費ノ停止及退学ヲ命セラレ又ハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ若クハ退学スルトキハ貸与〔附〕^(抹消)ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ

○第七章 教場心得

第四十一条 教場ニ出席スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサル者アルトキハ教務係ヨリ退場ヲ命スヘシ尤モ聴講券ヲ遺失シタルトキハ其旨會計係ニ届出テ再ヒ之ヲ申受クヘシ

但聴講券ノ再渡ヲ請フ者ハ手数料トシテ金貳拾錢ヲ納ムヘシ

第四十二条 教場ニ於テハ専ラ静肅ヲ旨トシ講師ニ恭順ナルヘシ

第四十三条 教場ニ於テハ雑談又ハ喫烟ヲ禁ス

第四十四条 教場ノ器物ヲ汚損スル者ハ相当ノ償金ヲ差出サシム

○第八章 補則

第四十五条 左ノ資格ヲ有シ本院ニ入学シタル者ハ徴兵令第十条及ヒ第廿一条ノ特例ヲ受クルコトヲ得

- 一、尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者
- 一、尋常中学校ト同一ナル程度ノ学科ヲ授クル学校ノ卒業証書ヲ有スル者

一、乙種ノ入学試験ニ合格シタル者

◎高等法学科

第一条 本院ニ高等法学科ヲ置ク

第二条 高等法学科ノ修業課目ハ左ノ七科〔種〕^(抹消)トシ各自志望ノ課目ヲ専攻セシム

- 民法
- 商法
- 刑法
- 国法学
- 国際法
- 財政学
- 法理学

第三条 高等法学科ノ修業年限ハ一年以上五年以下トス

第四条 高等法学科ノ入学期ハ毎年九月トス

第五条 高等法学科ハ本院卒業生ニシテ優胆ノ成績ヲ得タル者若クハ院長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス

但同等学校ノ卒業生ニシテ前項ノ資格アリト認ムル者ハ又之ニ準ス

第六条 入学及退学ニ関スル邦語法学科及英語法学科ノ規則第十二条、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条ハ之ヲ高等法学科ニ準用ス

第七条 高等法学科ノ授業料ハ一箇年金拾円トス

第八条 本院優等卒業生ニシテ院長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限り貸費生ト為スコトヲ得

第九条 高等法学科生ハ本院ノ指定セル講師ノ指揮ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

第十条 高等法学科ノ卒業試験ハ論文試問トス
卒業論文ハ二人以上ノ専攻講師之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第十一条 高等法学科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金五円ヲ納付スヘシ

第十二条 高等法学科ノ試験ニ及第シタル者ニハ其専攻ニ係ル

学科ノ卒業証書ヲ授与シ東京法学院学士ノ称号ヲ認許ス

第十三条 高等法学科卒業生ハ東京法学院法学会議々員ト為ル

ノ特権ヲ有ス

第十四条 高等法学科卒業生ハ東京法学院講師ニ任用スルコト

ヲ得

第十五条 高等法学科生ノ教場心得ハ総テ邦語法学科生及ヒ英

語法学科生ニ準ス

◎東京法学院法学会議

第一条 本院ニ法学会議ヲ置ク

第二条 法学会議ハ法學上必要ノ問題ニ付キ論議評決ス

第三条 法学会議ハ左ノ諸員ヲ以テ組織ス

一、本院ノ講師ニシテ學識名望アル者若クハ本院ノタメ功

勞アル者

二、東京法学院学士

三、院友ト為リテ五箇年以上ヲ經過シ法律事務ニ功勞經驗

アル者

第四条 法学会議ニ関スル細則ハ別ニ定ムル所ニ拠ル

◎在外員規則

第一款 講義録

第一条 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノタメ參院シテ親シク講義

ヲ聴ク能ハサル者ノ便ヲ計リ在外員ノ制ヲ設ケ本院ノ講義筆

記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第二条 講義録ハ第一年度講義録第二年度講義録第三年度講義

録ノ三種トス

第三条 第一年度講義録ハ毎月二ノ日ニ發兌シ第二年度講義録

ハ毎月五ノ日ニ發兌シ第三年度講義録ハ毎月八ノ日ニ發兌ス

第四条 講義録ハ都テ一冊ノ紙數九十「ページ」以上トス

第五条 講義録ハ講義ヲ掲載スルノ外本院ノ記事及廣告類ヲ掲

載スルモノトス

第六条 在外員ノ学年ハ十月一日始マリ翌年九月三十日ニ終ル

第二款 入学、在学、退学

第七条 何人ニ限ラス本規則ニ從ヒ在外員タラント欲スル者ハ

試験ヲ要セス何時ニテモ入学ヲ許ス

第八条 在外員タラント欲スル者ハ下ニ掲クル雛形ニ依リタル

在学証ニ束脩並ニ一ヶ月分ノ月謝金ヲ添ヘ申込ムヘシ

但月謝金ハ一度ニ數ヶ月分ヲ前納スルモ妨ケナシ

(用紙半紙)

○一錢印紙 在外員第一(若クハ二、三)年級在学証

消印スヘシ 私儀今般貴院へ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク

相守可申候仍テ証書如斯候也

何年何月何日

族籍現住所

姓名

何年何月何日生

東京法学院御中

第九条 各級ヲ兼修スルモ妨ナシト雖モ各級毎ニ更ニ在学証書ヲ差出シ各別ニ入学ノ手續ヲ為スヘシ

但各別ニ束脩ヲ要セス

第十条 本院在外員タル者ニハ其望ミニ依リ在外員タルノ証ヲ附与ス

第十一条 在外員ノ教科及修業年限ハ在院生ニ準ス

第十二条 在外員ニハ其修ムル級ノ講義録ヲ発兌毎ニ配付スヘシ

但講義録ハ第三条ニ規定シタル期日ニ必ス発兌スヘキニ付キ其到着スヘキ当日ヨリ起算シ一週間ニ及フモ尚到達セサルトキハ其旨本院在外員〔講義録〕係へ申出スヘシ

第十三条 在外員ニシテ卒業証書ヲ得ント欲スルモノハ其学年ノ終ル前ニ申出テ各学年ノ終リ若クハ第三学年ノ終ニ於テ試験ヲ受クヘシ

但試験ハ本院内若クハ地方便宜ノ場所ニ於テ執行ス

第十四条 在外員ノ本院ニ対スル信書ハ都テ何年級在外員ノ肩書ヲ記入スヘシ

第十五条 住所ヲ転シ又ハ氏名ヲ改称シタル者ハ速ニ本院在外員〔講義録〕係へ通知スヘシ

第十六条 退学セント欲スルトキハ其旨本院在外員係ニ届出ツヘシ

第三款 学 費

第十七条 在外員ハ入学ノ際束脩金五拾銭ヲ納ムヘシ

第十八条 在外員ハ月謝金五拾銭トシ必ス毎月翌月分ヲ前納ス

ヘシ若シ前納セサルトキハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ

第十九条 将来講義録ノ印刷費送費等増加スルトキハ予メ通知シテ相当ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ

第二十条 月謝金不納ニケ月以上ニ及フトキハ退学者ト見做スヘシ故ニ再ヒ送本ヲ乞フ者ハ更ニ入学ノ手續ヲ為スヘシ

第二十一条 本人ノ都合ニ依リ退学シタルトキ既ニ領収シタル月謝金ノ残額アレハ相当ノ講義録ヲ送付シ現金ヲ以テ返付セス

第二十二条 月謝金ヲ為替トシテ送致スルモノハ東京市神田区錦町二丁目二番地東京法学院会計係へ宛テ必ス東京市神田郵便支局へ向ケテ振込ムヘシ

但月謝金ヲ送致スルトキハ講義録ノ冊尾ニ附着シタル納付証ヲ切取り記入ノ上必ス之ヲ添フヘシ

第二十三条 束脩月謝金ハ郵便切手ヲ以テ納付スルコトヲ許サス

第四款 質 問

第二十四条 在外員ハ講義録ニ登載スル諸科目ニ付キ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得

但擬律擬判ノ問ニ対シテハ一切答案ヲ付セサルモノトス

第二十五条 質問信書ニハ講義録ノ号数(合本ニ為シタルタメ号数ノ見出シ難キトキハ此限ニアラ)課目頁数ヲ示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第二十六条 凡テ質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認メタルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

第二十七条 質問答案ノ参考ニ益アリト認ムルモノハ時々講義録

ノ紙尾ニ登録スヘシ

第廿八条 質問信書ハ本院質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

第廿九条 講義録刊行其他在外員ニ関スル事務ハ本院夏期及ヒ

冬期休業中ト雖モ取扱フヘシ

(欄外注記1)

「収受二十九年七月二十三日・内三丙五三一二号」「判決七月二十九日」「施行七月三十一日」

(欄外注記2)

「二十九年七月二十三日・内三丙五三一二号」

(明治二十九年 第一種 第三課文書類別 学務

各種学校ニ関スル書類 621 C7 14)